

京都市告示第 18号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者に指定し、公金の徴収及び収納事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社ワン・ワールド
京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
- 2 徴収及び収納事務を委託した歳入の種類
 - ・元離宮二条城への入城料、二の丸御殿、本丸御殿観覧料及びその他観覧料、音声ガイド機使用料に係る使用料収入
 - ・二条城二の丸御殿障壁画ガイドブック、二条城公式ガイドブック及び全国城郭管理者協議会公式ガイドブック売上金に係る物品売払収入
 - ・世界遺産・二条城一口城主募金に係る寄付金
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和6年4月1日
- 4 徴収及び収納事務を委託した日
令和6年4月1日

(元離宮二条城事務所)